



営農サポート通信 第51号

平成28年5月 JA都城：営農サポーター（TAC）



Tとことん、A会って、Cコミュニケーション!!

5月に入り、甘藷の定植作業が終盤に入っているのではないのでしょうか。ごぼう、らっきょう、馬鈴薯の収穫も始まりますが、5月の降水量が平年より多いのではとの予報が出ています。昨年も雨に悩まされましたが、今年は順調な生育で収穫作業がはかどるような五月晴れを願うばかりです。

ごぼう情勢



今シーズンの青森県産ごぼうの出荷は、ほぼ終了しているとの情報がありますが、本年度は数量が少なく、相場が高騰する事を予測した一部の業者が、太物をストックしているという情報もあります。都城産ごぼうは4月21日より出荷が開始され、4月23日には今期の初販売となりました。

本年度は、青森県産ごぼうと都城産ごぼうのバッティングはないものと思われ、例年よりは高い単価で推移するのではないかとのことです。

季節農業用自動車保障特約の案内



今回新しい特約として、JAの自動車共済加入車に特約を付加することで、特定の時期にしか稼働しない農業用機械（主に稲作）を保障できるようになりました。農作業に使用のお車以外でも付加することができます。また、本特約から共済金をお支払する場合は、等級ダウンはありません。所有・借用の台数に関係なく同額で、かつお手頃な共済掛金にて保障します。

before
これまで...
1台ずつ自動車共済(主契約)に加入

- 田植機
- 刈取脱穀作業車
- 農業用薬剤散布車

after
JAの自動車共済(主契約)に特約を付加することで
田植機・刈取脱穀作業車・農業用薬剤散布車を
まとめて保障!

自動車共済(主契約)

- トラクター
- 軽トラック など

特約

- 田植機
- 刈取脱穀作業車
- 農業用薬剤散布車

《対象となる農業用自動車の一例》

- ・田植機（歩行型を含む）
 - ・コンバイン（自脱型・普通型）/バインダー
 - ・スピードプレイヤー/ブームプレイヤー/自走式の農業用薬剤散布車 など
- ※刈取脱穀車は、主として稲作用に用いるものに限りません。（コーンハーベスターなどは不可）

《保障内容》

対人賠償

対物賠償

自損事故（傷害）

※車両保障や人身傷害保障の付帯を希望される場合は、自動車共済（主契約）にご加入頂く必要があります。

※主契約のご契約内容によっては、本特約を付加頂けない場合もございます。

詳しくはお近くの支所・支店にお問い合わせください。

ごぼうの害虫防除について

ごぼう圃場内で5月に生まれたヒョウタンゾウムシ幼虫は、成虫になるために6～7月に暴食をするのではないかと考えられています。害虫の防除方法を確認してください。

【不織布栽培の場合】

処理タイミング	薬剤名	使用時期	使用量・倍数	適用害虫
① 播種後	トクチオン細粒剤F	30日前	6 kg	ヒョウタンゾウムシ類
② 被覆除去後				
③ 6月 ※右薬剤のどちらか	アドマイヤーフロアブル	7日前	4,000倍	アブラムシ類
	ノーモルト乳剤	7日前	1,000倍	ゾウムシ類

※減農薬栽培の場合は、農薬使用回数に注意してください。商品は注文になる場合があります。

除草剤ザクサ液剤について

スギナ、ツククサ、アサガオ類などの難防除雑草に対して、高い効果が期待できます。大型規格品については、営農サポーターに気軽にご相談ください。



■ マルバツクサ(ザクサ200倍での除草効果)

(北興化学工業(株)社内試験)



安全・安心な農産物を消費者へ届けるために

【農薬の適正使用を徹底しましょう。】

- ・作物への登録内容、収穫前使用時期、総使用回数、使用量、濃度の確認を徹底しましょう。

【隣接圃場への農薬飛散防止に努めましょう。】

- ・防除効果の面からも風の強い日は散布せず、弱風でも風向、散布圧に注意しましょう。

【使用した後の器具類の洗浄を必ず行いましょう。】

- ・農薬散布後のタンクやホース、ストレーナーの洗浄を徹底しましょう。ホース内には農薬が残っている場合があるので、ノズルから清水が出るまで洗浄して下さい。
- ・動力噴霧器を使用する際は、前回使用後の洗浄状況を確認して下さい。器具の洗浄不徹底により、ポジティブリスト制度違反が発生しています。

【農薬保管管理の徹底、使用時の自己防衛に努めましょう。】

- ・農薬は必要量購入し、保管する場合には鍵のかかる保管庫等で適切に保管しましょう。
- ・農薬散布時には農薬の種類に応じて、防護服、マスク等を身につけましょう。

【生産履歴の記帳は必ず行いましょう。】

- ・農薬散布後には、必ず「使用月日」、「作物名」、「使用した圃場」、「農薬名」、「使用濃度」を記帳しましょう。肥料散布や、散水作業も記帳するように心がけましょう。

※何か問題が発生したときに、身を守る唯一の手段です。

皆さんひとりひとりの取組が安全・安心な産地として消費者から支持してもらえます。

(文書取扱：JA都城 営農企画室) 事務所の電話番号は38-6693です

通信内容のご相談は営農サポーター：

までご連絡ください